

十島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費
23年度	592 人	3,470,286 千円	73,460 千円	352,603 千円	10.2 %	10.5 %

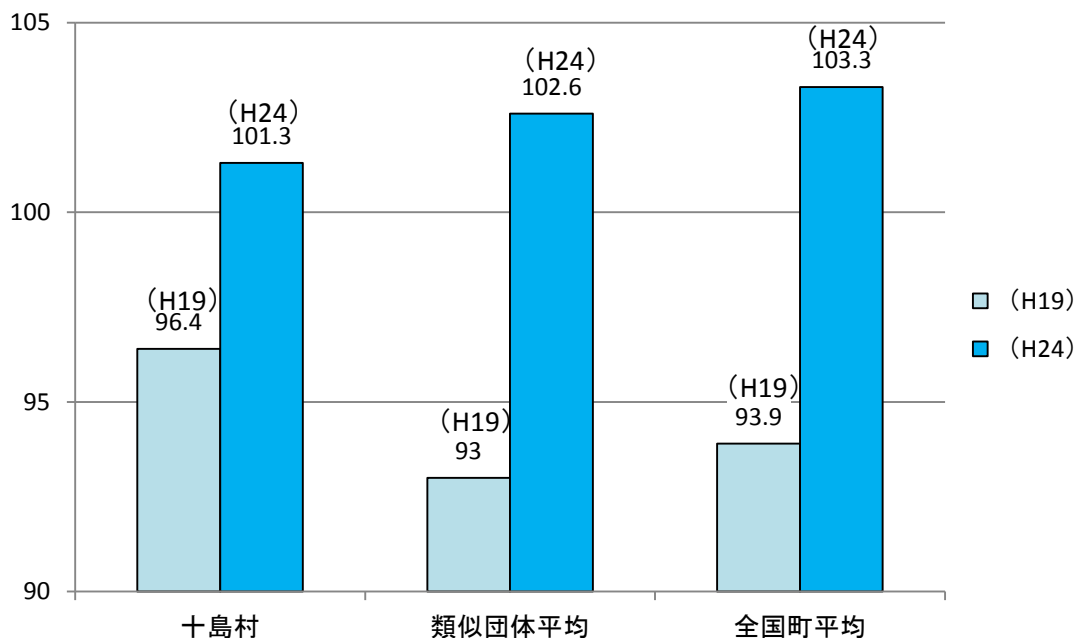
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
23年度	32 人	91,199 千円	18,703 千円	32,393 千円	142,295 千円	4,447 千円	5,448 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(24年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5)給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないので記載不要

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
24年度	千円 -	千円 -	千円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
24年度	千円 -	千円 -	千円 (- %)	% -	% -	% 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十島村	35.6 歳	273,500 円	331,500.0 円	301,900.0 円
鹿児島県	43.5 歳	336,945 円	420,960.0 円	377,603.0 円
国	42.8 歳	329,917 円	- 円	401,789.0 円
類似団体	42.3 歳	310,750 円	349,009.0 円	340,152.0 円

②技能労務職

※該当なし

③教育職

※該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)職員の初任給の状況(24年4月1日)

区分	十島村	鹿児島県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(24年4月1日)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	250,400 円	276,700 円	359,400 円
	高校卒	190,300 円	205,400 円	353,500 円(①)

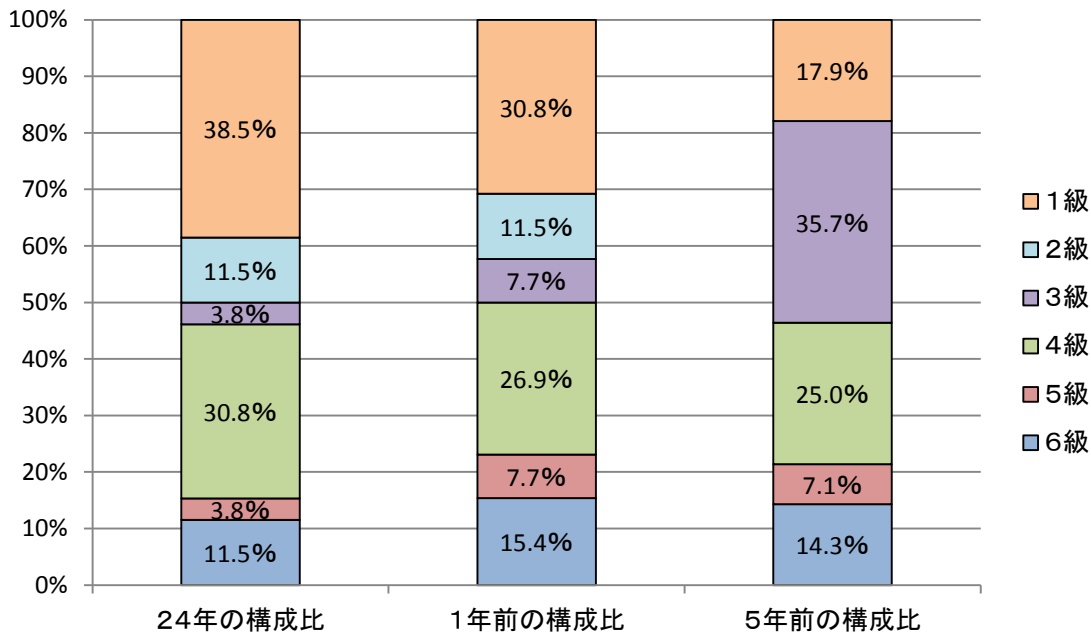
(注) ①の欄に関しては、該当職員がいないため、直近の勤続年数職員の数字を使用している。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長又は参事	3 人	11.5 %
5級	課長又は参事	1 人	3.8 %
4級	室長又は特に高度の知識・経験を必要とする主幹	8 人	30.8 %
3級	主査又は主幹の職務	1 人	3.8 %
2級	特に高度な知識・経験を必要とする主事(技師)の職務	3 人	11.5 %
1級	主事補(技師補)又は定期的な業務を行う主事(技師)	10 人	38.5 %

(注) 1 十島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与条例規則に基づき1年間の勤務成績に応じて、昇給に反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十島村		鹿児島県		国	
一人あたりの平均支給額(23年度) 1,337 千円		一人あたりの平均支給額(23年度) 1,524 千円		-	
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 10 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 10~25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※参考 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

給与条例規則に基づき1年間の勤務成績に応じて、昇給に反映させている。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

十島村				国					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	23.5	月分	32.76	月分	勤続20年	23.5	月分	30.55	月分
勤続25年	33.5	月分	41.34	月分	勤続25年	33.5	月分	41.34	月分
勤続35年	47.5	月分	59.28	月分	勤続35年	47.5	月分	59.28	月分
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置					
1人当たりの平均支給額				1人当たりの平均支給額(2%~20%加算)					
				21,382 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※該当なし

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日)

支給実績(23年度決算)		24,146 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		778,879 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		57.4 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	診療所	伝染病処理作業	日額 400 円
乗船手当	船舶乗組員	乗船につき	1回 650~1,000 円
機関部手当	船舶乗組員(機関部)	機関部職	月額 2,000 円
医師手当	診療所医師	医療に関する調査研究	月額 200,000 円
看護手当	看護師	看護業務	月額 40,000~75,000 円
保健活動手当	保健師	保健業務	日額 1,000 円
航海管理手当	船舶乗組員	航海管理者	月額 4,000~100,000 円
入渠手当	船舶乗組員	入居期間作業従事	日額 1,700~2,000 円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	住民課・診療所	行旅病人及び行旅死亡人の保護移送、収容	保護移送の場合 日額 400 円 収容の場合 日額 800 円
海事職手当	船舶乗組員	船員法の最低賃金を下回る職員に支給	月額 20,000 円以内
地籍調査手当	地籍調査員	地籍調査従事	月額 10,000 円以内

(5) 時間外勤務手当(24年4月1日)

支給実績(23年度決算)	15,391 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	335 千円
支給実績(22年度決算)	14,856 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	345 千円

(6) その他の手当(24年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 6,000 円 配偶者非扶養の扶養親族 6,500 円 配偶者なしの扶養親族 11,000 円 16~22歳の特定期間の加算 5,000 円	同じ		10,332 千円	286,987 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	家賃12,000～23,000円未満 (家賃額-12,000) 円 家賃23,000～55,000円未満 (家賃額-23,000)× 1/2+11,000 円 家賃55,000円以上 27,000円	同じ		3,471 千円	267,000 円
通勤手当	～5km 2,000 円 5～10km 4,100 円 10～15km 6,500 円 15～20km 8,900 円 20～25km 11,300 円 25～30km 13,700 円 30～35km 16,100 円 35～40km 18,500 円 40～45km 20,900 円 45～50km 21,800 円 50～55km 22,700 円 55～60km 23,600 円 60km～ 24,500 円	同じ		1,806 千円	86,016 円
管理職手当	6級課長 51,108 円 6級会計管理者 46,849 円 5級課長 48,444 円 5級会計管理者 44,407 円 4級課長 46,944 円 4級会計管理者 43,032 円	同じ		2,929 千円	585,837 円
宿日直手当	1回 4,000 円	異なる		992 千円	90,182 円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日)

区分		給料月額等			
給料	区分			(参考)類似団体における最高/最低額	
		村長	651,100 円	(766,000 円)	830,000 円
	副村長	545,400 円	(606,000 円)	669,000 円	421,500 円
報酬	議長	270,160 円	(307,000 円)	310,000 円	171,100 円
	副議長	222,640 円	(253,000 円)	251,000 円	119,000 円
	議員	202,400 円	(230,000 円)	230,000 円	100,000 円
期末手当	村長 副村長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分			
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.95 月分			
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副村長	766千円×在職年数×500/100	15,320,000 円	任期满了毎	
		606千円×在職年数×280/100	6,787,200 円	任期满了毎	

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

7 職員数の状況

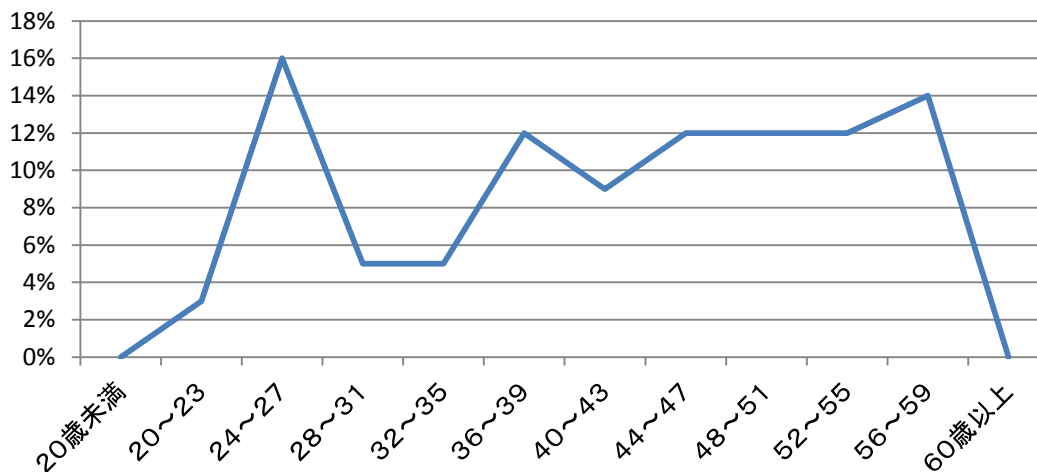
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(24年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	6	6	0	
		税務	1	1	0	
		民生	4	3	-1	
		衛生	9	9	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	0	1	1	
		土木	4	4	0	
	計	30	30	0	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 170.24人	
		教育部門	3	3	0	
	消防部門	0	0	0		
	小計	33	33	0	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 204.53人	
公営企業等 会計部門	交通	24	23	-1		
	その他	3	3	0		
	小計	27	26	-1		
合計			60	59	-1	
			[66]	[66]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
職員数	0	2	9	3	3	7	5	7	7	7	8	0	58

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職	26	28	26	30	30	30	4 (15%)
教育	4	3	3	3	3	3	△1 (△25%)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	30	31	29	33	33	33	3 (1%)
公営企業等会計計	29	27	28	27	27	26	△3 (△10%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

※該当なし